

重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定ならびに「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用者等に対して説明するものです。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人長生会
- (2) 所在地 福岡県小郡市三沢字花簞881番地の1
- (3) 電話番号 0942-75-4113
- (4) 代表者氏名 理事長 柳 茂
- (5) 設立年月日 昭和51年3月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業開始日 令和6年3月1日
- (2) 事業内容
 - 指定障害児相談支援事業 (小郡市指定 第4072600051号)
 - 指定特定相談支援事業 (小郡市指定 第4032600159号)
- (3) 名称 相談支援事業所 しらさぎステーション
- (4) 所在地 福岡県小郡市三沢字花簞856番地の3
- (5) 事業所長(管理者)氏名 亀岡 幸一郎

3. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。
※上記の職員数は、利用人数および事業を進める上で変動する場合があります。

管理者	1名	常勤(相談支援専門員兼務)
相談支援専門員	1名以上	常勤1名以上

4. 営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日 ただし、祝日、8/13, 8/14, 12/30, ~1/3 とその他、臨時休業日を除く
- (2) 営業時間 基本 8:30~17:30

5. 事業所が提供するサービス内容

(1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成

事業者は、相談支援専門員にサービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下、「利用計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとします。

- ①相談支援専門員は利用計画の作成に当たっては、利用者並びにその保護者及び代理人（以下、「利用者等」という。）の希望を踏まえて作成いたします。
- ②相談支援専門員は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- ③相談支援専門員は、利用計画の作成の開始にあたっては、地域における障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者等に提供し、利用者等にサービスの選択を求めるものとします。
- ④相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接して利用者等及び家族の置かれている状況、利用者等が希望する生活、解決すべき課題等を把握（「アセスメント」という。）します。
- ⑤相談支援専門員は、利用者等の同意を得て、利用計画案を利用者に交付します。
- ⑥相談支援専門員は、支給決定後、各事業者と連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議等により利用計画案の内容の説明及び意見を求めるものとします。
- ⑦前項により意見を求めた利用計画案について、利用者等に説明し、文書により同意を得て、利用計画を利用者等に交付します。

(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の変更

利用者等が利用計画の変更を希望した場合、または当事業者がアセスメントやモニタリングの結果を踏まえ、利用計画の変更が必要と判断した場合は、合意に基づき利用計画を変更します。

6. 事業実施地 主に小郡市

7. サービス利用料金

- (1) 指定障害児相談支援事業及び指定特定相談支援事業に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者等の自己負担はありません。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

- (1) 本事業所では、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、利用終了日から5年間とする。
- (2) 本事業所従事者は相談支援事業を提供するにあたって知り得た利用者や家族の個人情報につ

いて、別に定める個人情報の同意書にてご同意頂いた内容以外に関しては、第三者に開示、情報提供することはありません。また、契約終了後も同様です。

9. 利用計画の利用に関する留意事項

- (1) 事業提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、あらかじめ利用者等に説明するとともに、利用者等に対して利用上の不利益が生じないように十分配慮します。
- (2) 利用者等から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員について、お気づきの点やご要望がありましたら、苦情・相談窓口にご遠慮なくご相談ください。

10. 苦情の受付について

- (1) 本事業所における苦情の受付およびサービス利用等のご相談（お客様相談係）、サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求、は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞ [職名]相談支援専門員 亀岡 幸一郎

○苦情解決責任者 [職名]管理者 亀岡 幸一郎

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。

＜第三者委員＞ 元小郡市役所地域包括支援センター所長

名前 野瀬 賢一 (0942-72-2922)

(3) 行政機関その他苦情受付機関

福岡県庁 障害福祉課	所在地	福岡県福岡市博多区東公園 7-7
	TEL	092-643-3262
	FAX	092-643-3304
福岡県 運営適正化委員会	所在地	福岡県春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 4 階（東棟）
	TEL	092-915-3511
	FAX	092-584-3354
小郡市役所 障害福祉課	所在地	福岡県小郡市小郡 255-1
	TEL	0942-72-2111
	FAX	0942-73-4466

令和 年 月 日

相談支援事業所「しらさぎステーション」のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

代表者名 理事長 柳 茂

説明者職氏名 管理者 亀岡 幸一郎 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、相談支援事業所「しらさぎステーション」のサービスの提供開始に同意しました。

利用者氏名 _____ 印

保護者・代理人氏名 _____ 印

続柄 _____